

第29回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 平成30年9月3日(月) 午後1時30分～
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 1番 池田好春委員 2番 小池正人委員
- ②第2 報告第 76号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 137号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について
 議案第 138号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 議案第 139号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る意見について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化推進委員	橋口 浩

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 睦	○	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	
計	10人		

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
本町・乙丸・中村・森・土井丸・組方	三原 守久	

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻を少し過ぎましたけれども、只今から第29回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、10名の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。1番池田委員と2番小池委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意をお願いします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。久しぶりに雨となり田畑が潤ったと思つているところです。本日の議題は議案3件と報告1件であります。</p> <p>早速、審議に入ります。報告第76号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題といたします。本件につきましては一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1ページをご覧ください。報告第76号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてでございますが、記載のとおり番号1の1件だけとなっております。合計7筆で面積が10,825平米となっております。内訳は畑のみ7筆10,825平米でございます。解約事由は双方合意による借人変更となっております。1番は農業者年金の経営移譲による使用貸借でしたけれども〇〇〇〇さんは〇〇府在住で遠方なため、佐賀県在住の娘である〇〇〇〇さんに変更されるということです。以上で報告第76号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問・意見はありませんか。</p>
	<p>(はいと言う声あり)</p>
議長	<p>質問も無いようですので、これで報告第76号を終わります。</p> <p>議案第137号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。この案件につきましては一括して審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>一括して説明します。1番を説明します。権利の設定を受けるものは〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、他3筆です。地目はそれぞれ田で、面積は1,035平米、1,564平米、3,253平米、3,144平米です。土地の所有者は〇〇区のもの〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられるので今回〇〇〇〇さんが申出人となっております。</p> <p>次に2番を説明します。権利の設定を受けるものは〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は1,120平米となっております。所有者は1番と同じです。</p> <p>次に3番を説明します。権利の設定を受けるものは〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は1,905平米となっております。所有者は1,2番と同じです。</p>

	<p>次に4番について説明します。権利の設定を受けるものは〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は480平米となっています。土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇分〇〇〇〇さんとなっておりますが、亡くなっておられるので今回〇〇〇〇さんが申出人となっております。</p> <p>次に5番を説明します。権利の設定を受けるものは4番と同じく〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は537平米となっています。所有者は新方区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>次に6番について説明します。権利の設定を受ける者は4,5番と同じく〇〇区の〇〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は980平米となっています。土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>次に7番について説明します。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地、他11筆です。地目は田が6筆と畑が6筆で、面積は合計8,905平米となっています。土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>次に8番について説明します。権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地と他1筆です。地目はそれぞれ田で、面積は2筆合計3,597平米となっています。土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>設定する権利の種類ですが、1,2,3,8番が賃貸借権で4,5,6,7番が使用貸借権となっています。契約期間は7番が平成30年10月1日から平成40年9月30日の10年で、残りの7件は平成30年10月1日から平成35年9月30日の5年間となっています。説明は以上です。</p>
議長	只今の説明について質問はありませんか。
5番委員	7番についてですが、設定する権利の作物の欄にみかん、柿、ぶどうと書いてありますが、もともと利用権が設定されていたのが更新されたのですか。
事務局	前から設定をされていて、今回は更新となっています。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第137号は決定することにいたします。 次に議案138号農業経営基盤法18条の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
	一括して説明をいたします。総会議案・説明資料は5ページから8ページをご覧ください。この議案は合計16件となっています。利用権設定されているのが16件中6件、そのうち再設定が4件、新規が2件でございます。他にあっせんが2件、農地中間管理機構との貸借が8件となっております。利用権設定されている6件のうち賃貸借権が3件、使用貸借が3件となっています。賃貸借権されている3件のうち現金扱いは2件、物納扱いは1件です。契約期間は30年が1件、6年11ヶ月が1件、5年が4件となっています。他にあっせんが2件、この分は6ページの7番と8番でございます。農地中間管理事業との貸借が8件ですが、この分は7ページと8ページに記載の通りです。使用貸借されている案件のうち個別に若干説明させていただきます。1番をご覧ください。1番は農業者年金が関係した案件となっております。3番については圃場が狭く、家屋の隣で石が出ていて耕作がしにくいということでもございました。4番は隣のみかん畑を3年1ヶ月前に使用貸借権の設定がされていまして、今回契約期間の終わりに合わせて利用権の設定をされることになっています。議案138号の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

	<p>賛成全員により、議案第138号は決定することにいたします。</p> <p>次に議案139号農地法18条1項の規定による許可申請に係る意見について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一括して説明します。総会議案・説明資料は9ページと10ページをお開きください。議案139号ですが、番号1から9番までの9件となっています。解約事由につきましては9件ともに借受人死亡により耕作不能となったために貸人申し出による解除となっています。合計14筆となっています。面積が36,730平米で、その内訳はすべて田となっています。説明は以上です。</p>
事務局	<p>補足して説明します。通常の解約は合意解約ですが、今回〇〇さんの相続人がいらっしやらないということで、双方の合意解約ができなかったために貸し人の方からの申請を受けています。18条の1項の解約は知事からの許可が必要となります。まず、農業委員会で意見を出して、許可・不許可の審議を行います。その後県知事の方に意見書として提出します。そして県知事が農業会議の方に意見を聞いて許可を出すという流れになっています。18条1項に当てはまる項目としては、1番は借り人が信義に反した行為をした場合、2番は農地等を農地等以外のものにするを相当とする場合、3番は賃借人の生計、賃借人の経営能力等を考慮し、賃借人がその農地等を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合、4番は農地中間管理事業が介入して借受けをする場合、5番は生産法人が借り受けていた場合、6番はその他正当な理由がある場合となっています。今回はその他の正当な理由として、相続人さんがいらっしやらないことで双方合意による解約ができずに18条の1項として申請が上がっています。</p>
議長	<p>この議案は意見についてとなっていますが、意見書などを書かないといけないのですか。</p>
事務局	<p>転用と同じように意見が出たものを意見書に取りまとめまして、意見書として県に送ります。</p>
議長	<p>皆さんの方から何か質問はありませんか。</p>
9番委員	<p>今回意見書として提出するので、知事が許可を出した後もう一度解約の手続きが必要になるのですか。</p>
事務局	<p>知事から許可が下りたら、その時点で解約成立になります。</p>
5番委員	<p>田ばかりですが、今誰が管理しているのですか。</p>
議長	<p>次の借り手の人に管理をしてもらっています。</p>
1番委員	<p>今回のもともとの後継者はだれですか。</p>
事務局	<p>娘さんが3人いらっしやいますが、娘さん全員が相続放棄されました。</p>
議長	<p>亡くなった本人さんの自作地が3町ほど残っているので、そこをどうするか考えないといけません。</p>
議長	<p>他に意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>よろしいですか。 以上をもちまして、本日提案された議題審議を終わります。</p>
	<p>(午後2時25分終了)</p>

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

平成 30 年 9 月 3 日

鹿島市農業委員会

会 長

印

1 番委員

印

2 番委員

印

事務局長

印